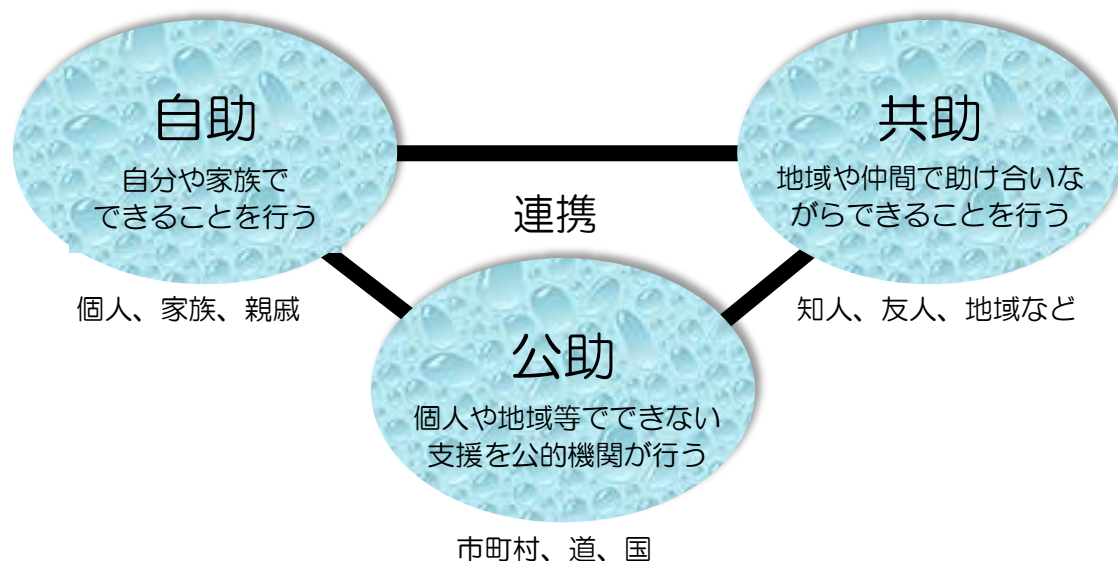


第 5 次石狩市地域福祉計画の策定について

1 地域福祉とは

地域福祉とは高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などそれぞれの法律や制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくり持続させていくことです。

子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるよう、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要です。



2 国の動向

【ニッポン一億総活躍プラン】

平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

【社会福祉法の改正】

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法が平成 29 年と令和 2 年に改正されています。

平成 29 年の改正では、市町村の地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。また、市町村は、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受けとめるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定され

ました。

令和2年の改正では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制を構築するための一手法として、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各福祉分野が連携しながら「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

【孤独・孤立対策推進法の施行】

近年の社会構造の変化（人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。加えてコロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化してきたことを踏まえ、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

この法律は、社会から孤立していることにより心身の有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取り組みについて、その基本理念、国等の責務、施策の基本事項などを定めています。「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、地方公共団体においても地域の状況に応じた取り組みが求められています。

3 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、市町村が地域福祉の推進を図るため次に掲げる事項を一体的に定める計画として策定するよう位置づけられています。

地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉推進の主体である地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとされています。

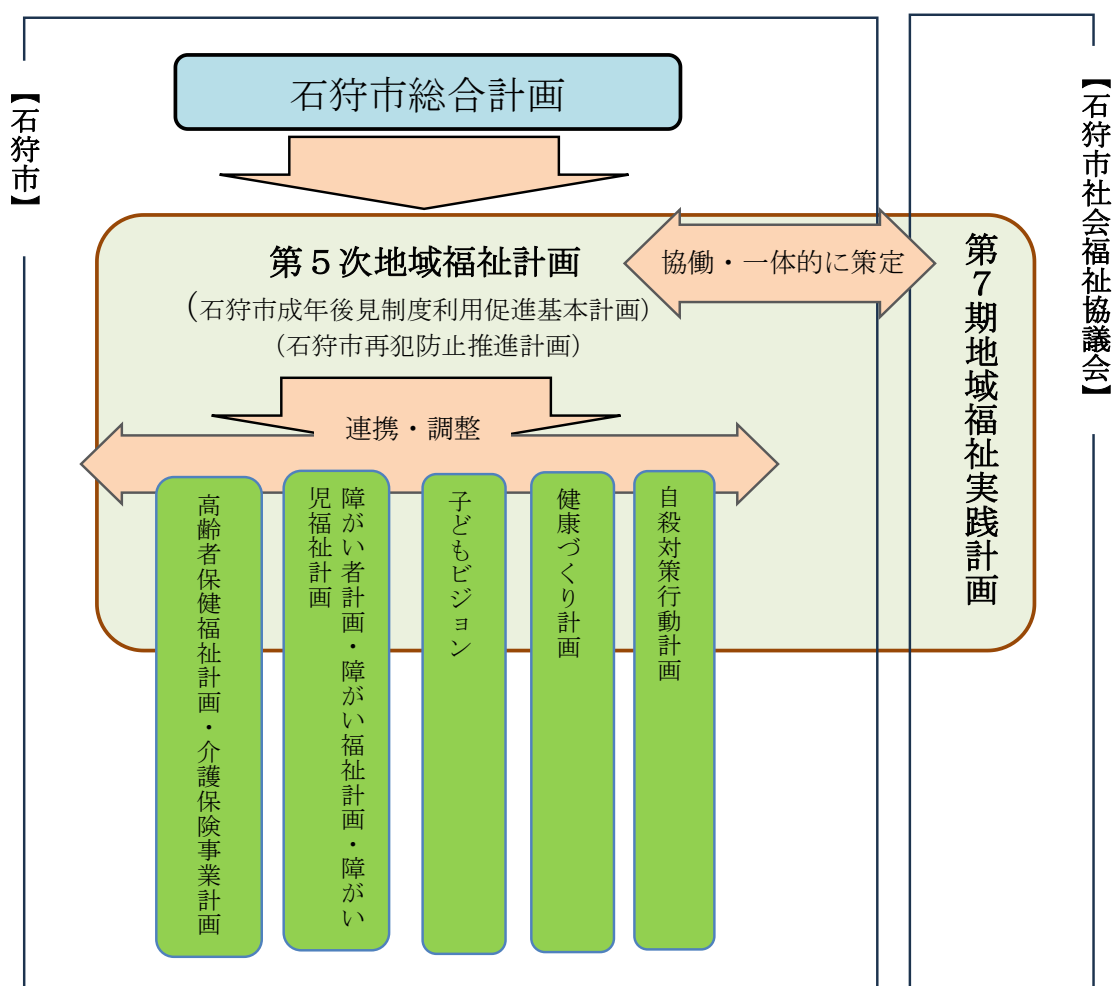
- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

4 第5次石狩市地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として福祉分野の「上位計画」に位置づけられ、保健福祉分野における個別計画である「石狩市障がい者福祉計画」、「石狩市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第3次石狩市健康づくり計画」、「石狩市自殺対策行動計画」、「石狩市子どもビジョン」等と整合性を図りながら地域において総合的に推進するための計画となります。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）並びに再犯の防止等に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含したものとなります。

なお、本計画は、石狩市社会福祉協議会が策定する「第7期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画」を合わせた一体的な計画として策定し、それぞれの役割を担い、協働・連携しながら地域福祉を進めていきます。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

今後の社会経済情勢の変化や国の新たな福祉政策などに柔軟に対応するため必要に応じて計画の見直しをします。

6 計画の策定体制

(1) 石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ

本計画の策定にあたり、学識経験者、福祉関係団体の代表、民生委員児童委員、町内会役員等で構成する「石狩市地域福祉計画ワーキンググループ」を設置します。

ワーキンググループでは、計画の策定にあたっての課題整理や素案の検討等を行います。

(2) 石狩市社会福祉審議会

石狩市社会福祉審議会は、社会福祉に関する事業等に従事する者、学識経験者、公募による者による委員で構成されます。

市長は、石狩市地域福祉計画の策定について本審議会へ諮問し、審議会は計画の内容について審議のうえ市長へ答申を行います。市は、答申を踏まえ計画を策定します。

(3) その他市民参加

地域福祉計画の基礎資料とするため、地域福祉に関するアンケート調査を実施するほか、パブリックコメントの実施などにより、市民の意見を広く聴取する機会を設けます。

7 策定スケジュール

年	月	内 容
6	7～11	ワーキンググループによる課題整理・素案作成
	8	石狩市社会福祉審議会（諮問）
	8	アンケート調査実施
	11～12	石狩市社会福祉審議会（審議）
	12～1	パブリックコメント実施
7	2	石狩市社会福祉審議会（審議・答申）
	3	計画策定